

平成 23 年 3 月 17 日

湖西市役所 総務部長

建設工事における入札・契約制度の見直しについて

【予定価格の事後公表、最低制限価格の設定、低入札価格（調査基準価格）の変更】

湖西市では、公共工事の品質の確保及びダンピング受注による下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化などを防止するため、入札・契約制度の見直しを行います。

【見直しの内容】

(1) 予定価格を事後公表

すべての工事案件で、予定価格を「事前公表」から「事後公表」に変更いたします。

(2) 最低制限価格の設定（総合評価落札方式は除く。）

○平成 21 年 4 月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を基本として算出します。

・予定価格の 70%～90%の範囲で設定する（従来、予定価格の 2/3～8.5/10 の範囲で設定）

（対象工事） 予定価格 5,000 万円未満の土木工事

予定価格 7,000 万円未満の建築工事

予定価格 3,000 万円未満の設備工事等

(3) 低入札価格調査（調査基準価格）の変更

・予定価格の 70%～90%の範囲で設定する（従来、予定価格の 2/3～8.5/10 の範囲で設定）

（対象工事） 予定価格 5,000 万円以上の土木工事

予定価格 7,000 万円以上の建築工事

予定価格 3,000 万円以上の設備工事等

【適用開始時期】

平成 23 年 4 月 1 日以降から適用する。